

# あなたのご家族は 認定基準を満たしていますか？

被扶養者(家族)の認定にあたっては、「認定基準」をもとに、対象者の収入や被保険者(本人)との生計維持関係で判断します。

その認定基準の一部を、4月以降、下記のように運用しますのでご確認ください。

## 認定基準

- ①年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円)未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満であること。
- ②主として被保険者の収入で生活していること
- ③3親等以内の親族であること

## ●収入がある被扶養者(家族)は必ずお読みください！

認定基準①について(60歳未満で給与収入がある場合)

年収が130万円未満というのは、原則として月収108,334円(130万円÷12カ月)未満ですが、月々の収入が一定しない場合は、当健康保険組合では単月ではなく3カ月の平均月収が108,334円未満かどうかで判断します。

### ■基準を満たす例

単位：円

| 月   | 収入        | 3カ月平均   | 対象月    |
|-----|-----------|---------|--------|
| 4月  | 110,000   |         |        |
| 5月  | 90,000    |         |        |
| 6月  | 120,000   | 106,666 | 4~6月   |
| 7月  | 110,000   | 106,666 | 5~7月   |
| 8月  | 80,000    | 103,333 | 6~8月   |
| 9月  | 100,000   | 96,666  | 7~9月   |
| 10月 | 130,000   | 103,333 | 8~10月  |
| 11月 | 90,000    | 106,666 | 9~11月  |
| 12月 | 100,000   | 106,666 | 10~12月 |
| 1月  | 130,000   | 106,666 | 11~1月  |
| 2月  | 70,000    | 100,000 | 12~2月  |
| 3月  | 120,000   | 106,666 | 1~3月   |
| 計   | 1,250,000 |         |        |

収入の3カ月平均が、月収108,334円未満  
収入とは、諸手当(通勤手当等)、賞与\*を含めた総収入額です  
\*賞与は、支給対象月数で按分し、各支給対象月の給与に加算します

毎月、3カ月平均の  
金額を算出します

年収130万円未満

### ■基準を満たさない例

単位：円

| 月   | 収入        | 3カ月平均   |
|-----|-----------|---------|
| 4月  | 110,000   |         |
| 5月  | 100,000   |         |
| 6月  | 110,000   | 106,666 |
| 7月  | 95,000    | 101,666 |
| 8月  | 115,000   | 106,666 |
| 9月  | 95,000    | 101,666 |
| 10月 | 110,000   | 106,666 |
| 11月 | 95,000    | 100,000 |
| 12月 | 100,000   | 101,666 |
| 1月  | 150,000   | 115,000 |
| 2月  | 70,000    | 106,666 |
| 3月  | 100,000   | 106,666 |
| 計   | 1,250,000 |         |

### 基準を満たさない理由

- 3カ月の平均月収が108,334円以上になる月があり、その月から今後の年収見込み額を算出すると130万円を超えるため  
例:  $115,000円 \times 12カ月 = 1,380,000円$

\*所得税法上の年収対象期間(1~12月)とは違い、健康保険組合の認定基準における年収は今後の年収見込み額を随時算出して判断します

### 扶養削除日⇒2月1日

3カ月の平均月収が108,334円以上になった月の翌月1日となります

## ●共同扶養の方は必ずお読みください！

認定基準②について

被保険者以外にも扶養能力がある方(配偶者や兄弟姉妹など)がいる場合は、その生計維持関係からみて収入の多いほうに扶養されることとなっています。そのため、下記のケースでは、両者の収入比較のために「源泉徴収票などの収入状況を確認できる書類」の提出が必要となります。

例1：共働きの夫婦が子供を扶養認定するケースで、配偶者が被保険者の扶養に入っていないとき

例2：両親を扶養認定するケースで、被保険者に兄弟姉妹がいるとき

被扶養者認定の適正化のため、ご協力ください